「困ったときは　民商へ」とまわりの方に紹介をお願いします

名古屋北部民商ニュース

発行：2021年5月31日(月)　　No.426

名古屋北部民主商工会
〒462-0035　北区大野町3-19
TEL　(052)915-8111
FAX　(052)915-8111
E-mail　jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

消費税インボイス制度の実施中止を求める署名を集めよう！

一時支援金の相談続く！

緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛の影響を受けている事業者に対する「一時支援金」の締め切りは５月３１日まで。「ぎりぎりで50%以下ではないから」と一時支援金の申請をあきらめた方も下記の「月次支援金」は対象になる場合がありますので、ぜひチャレンジしましょう。

前回、５月１２日に続き、２１日（金）夕方、２人の会員が、春原行政書士の協力のもと、一時支援金の事前確認を民商事務所で受けました。その後、スマホでの申請にチャレンジ。パソコンでの申請では、申告書などの資料をスキャナで読み込むなどして、添付しますが、スマホであれば、その場で撮影してすぐ添付できるため、所要時間は３０分もかかりませんでした。しかし、審査や給付のスピードは遅くなっているようで、5月12日に申請して、初めての修正依頼が来るまで１０日以上かかっているケースが見られます。

また、修正内容の確認でコールセンターに電話してもなかなかつながらないようです。

なお、一時支援金の申請については、「申請に必要な書類の提出期限」が２週間延長されます。ただし、事前確認を受けられるのは、提出期限の数日前まで。延長希望の場合①申請ＩＤの発行②マイページ上から延長の申し込み　の２点が必要です。

経済産業省

月次支援金

＜概要＞

２０２１年４月以降に実施される緊急事態宣言措置または蔓延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者が対象。一時支援金の申請をした方は、事前確認や提出資料を簡略化することができます。

＊給付額＝2019年または2020年の基準月の売上―2021年の対象月の売上

（法人上限20万/月、個人上限10万/月）

☆その他、愛知県の「中小企業者応援金」が6月以降にスタートするようですが申請期間、申請方法は未発表。詳細、学習会については追ってお知らせします。

消費税インボイス制度実施中止を!

2023年10月からのインボイス制度実施に向け、今年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まろうとしています。中止させるための署名を集め、反対の声を上げていきましょう。

山田支部役員会

5月20日（木）夜7時から、山田支部役員会を7人の参加で行いました。支部では、6月6日に支部総会を計画していますが、コロナ感染の状況を考えて、今回は、役員のみで短時間の総会を行うことを決めました。また、「配達・集金活動に協力していただいている方に、会員のお店の和菓子をお礼に配ろう」と話し合いました。

退任の皆さん、長い間、ご苦労様でした

5月23日（日）愛商連婦人部協議会第53階定期総会が開かれ、名古屋北部民商から2名が参加。

緊急事態宣言の中での開催のため、出席者は36名、委任状は32名でした。愛婦協三役の宮崎さん、清原さん、福原さん、石黒さん（事務局長）が退任。事務局長は、30年のキャリアの石黒さんから澤田美奈さんにバトンタッチされました。

新役員のみなさん

業者婦人の要求実現のため、婦人部員を増やし、それぞれの婦人部を盛り上げていきましょう。